

## 委員会の運営について

## 1 委員会設置根拠

「資料 2-2 西東京市行財政推進委員会条例」のとおり

## 2 会議の公開

- ・原則として、公開とします。
- ・会議の開催情報は事前に市報や市ホームページで公表します。
- ・開催した会議は、会議録を作成し公開します。

## 西東京市市民参加条例（抄）

（会議公開の原則）

第 8 条 実施機関は、附属機関等の会議（以下「会議」という。）を公開しなければならない。ただし、西東京市情報公開条例（平成 13 年西東京市条例第 12 号）第 7 条各号に定める不開示情報を審議する場合及び附属機関等において公開することにより円滑な審議に支障が生ずると認める場合は、この限りでない。

2 実施機関は、会議を非公開とする場合を除き、会議の開催に当たっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければならない。

3 実施機関は、会議を公開する場合は、会議に係る資料を傍聴者の閲覧に供する等、傍聴者が会議の内容について理解を深められるよう努めるものとする。

（会議録の作成及び公開）

第 9 条 実施機関は、開催した会議については、会議録を作成しなければならない。

2 会議録は、これを公開しなければならない。

3 前項の場合において、会議録に西東京市情報公開条例第 7 条各号に定める不開示情報が記録されているときは、同条例の例により公開する。

## 3 会議録の作成

- ・記述内容は「発言内容ごとの要点記録」とします。
- ・会議録は、会議終了後、事務局で作成し、各委員に内容を確認いただきます。
- ・内容確定後、田無庁舎 5 階の情報公開コーナー及び市ホームページで公開します。
- ・会議録作成のため、会議内容を録音します。

## 西東京市市民参加条例施行規則（抄）

（会議録作成の基本方針）

第 4 条 条例第 9 条第 1 項の会議録は、あらかじめ当該附属機関等に諮ったうえ、次に掲げる会議録の作成方法の中から、会議内容等に応じ適切な方法を選択するものとする。

(1) 全文記録

(2) 発言者の発言内容ごとの要点記録

(3) 会議内容の要点記録

（会議録の公開の方法）

第 8 条 条例第 9 条第 2 項の規定による公開は、広く市民の閲覧に供するため、情報公開コーナーに据え置く等の方法によるものとする。

## 4 傍聴

「資料 2-3 西東京市行財政改革推進委員会会議傍聴要領」のとおり